

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用研究施設（図書室）に関する細則

平成29年4月1日

制定

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

（趣旨）

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程第2条及び地域医療支援共同利用に関わる細則第3条第6項に則り、登録医療機関が埼玉医療センター研究施設（図書室）を円滑に利用できるよう定めるものとする。

（利用資格）

第2条 登録医療機関が埼玉医療センター図書室（以下「図書室」という。）を利用できる資格は、利用医師等登録制度に登録している医療機関に所属する医療従事者とする。

（利用時間）

第3条 登録医療機関が図書室を利用する場合は以下の時間帯とし、日曜日、祝日、第1及び第3土曜日、年末年始（12月29日～1月3日）及び開学記念日（4月23日）は利用不可とする。

1）月曜日～金曜日：午前9時00分～午後6時00分

2）土曜日：午前9時00分～午後5時00分

（利用方法）

第4条 登録医療機関が図書室の利用を希望する場合は、事前に図書室へ連絡して利用日時を予約し、当日は所属と顔が確認できる証明書を提示する。

（利用範囲）

第5条 登録医療機関が図書室を利用する場合は、以下の範囲として貸出しは原則としてしない。なお、混雑時や事故等の発生状況に応じて利用できない場合がある。

1）閲覧可能資料：図書、雑誌（電子ジャーナルは利用不可）

2）資料の複写：1枚10円、白黒のみ（著作権の範囲内・セルフサービス）

3）蔵書検索：OPAC（蔵書検索システム）での検索利用可

4）文献検索：PubMed・医中誌Web（文献情報データシステム）利用可

（細則の改廃）

第6条 本細則の改廃は、埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第19号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第23号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第9号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。